

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
1	戸籍附票システム標準仕様書	第3章 機能要件	2 検索・照会・操作	2.1 検索	2.1.3 基本検索	氏名・氏名の振り仮名・生年月日（西暦・和暦）・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、削除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。	「住所コードで検索できること」という要件を削除する。	業務効率の向上	「住所コードで検索する」ことがそもそも想定していない。大字、小字レベルで別のコードが割り振られているため、敢えて住所コードを調べた上で検索すること自体が稀であり、その有用性を感じないため。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 2.1.3 基本検索の考え方・理由に記載のとおり、本機能要件は住民記録システム標準仕様書作成にあたって自治体を含んだ構成員と協議した後に、全ての自治体に必要な機能として実装必須され、住民記録システムに準じて実装している。